

## 平成28年第3回紀の川市議会定例会 第5日

平成28年 9月23日（金曜日） 開 議 午前 9時28分

閉 会 午前10時53分

### ◎議事日程（第5号）

- 日程第 1 議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第132号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第156号 工事請負契約の締結について（粉河分庁舎解体整備工事）
- 議案第160号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第184号 和歌山県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第134号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第135号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第136号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第140号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第152号 平成27年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第153号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第154号 平成27年度那賀老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第155号 平成27年度那賀老人福祉施設組合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第157号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第158号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正について

- 議案第159号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 議案第163号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第164号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第165号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第166号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第170号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第182号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第183号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第185号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 議案第186号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事）
- 議案第187号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事）
- 日程第 4 議案第131号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第137号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第138号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第139号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第141号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第142号 平成27年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第143号 平成27年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第144号 平成27年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第145号 平成27年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第146号 平成27年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第147号 平成27年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第148号 平成27年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第149号 平成27年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第150号 平成27年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第151号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第162号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第167号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第168号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第169号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第171号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第172号 平成28年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第173号 平成28年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第174号 平成28年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第175号 平成28年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第176号 平成28年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第177号 平成28年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第178号 平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第179号 平成28年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第180号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第2号）について

議案第181号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 6 閉会中の継続審議及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 坂本康隆	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

---

（開議 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告などを含め、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず日程第1で、平成27年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会に審査を付託していた議案第130号について、委員長より審査結果の報告を受け、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。次に、日程第2から第4では、各常任委員会に付託していた案件のうち、議案第161号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第5では、分割付託していた議案第161号について、再度、各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第1 議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

---

○議長（竹村広明君） 日程第1、議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、8月31日の本会議で平成27年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していたものであります。

それでは、平成27年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

16番 堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（登壇） おはようございます。

それでは、特別委員会の報告をさせていただきます。平成27年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、去る9月6日から8日までの3日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、1項、9目、交通政策費で、地域巡回バスや路線バス、また貴志川線の利用率が前年度に比べて増加しているが、要因は何と考えているか。また、JR和歌山線に関して

はどうかとただしたのに対し、地域巡回バス等の乗客がふえた要因は26年度に行ったダイヤ改正時には減少したが、27年度は改正後のダイヤが浸透して安定したことによるものとする。また、JR和歌山線に関しても、少しではあるが伸びている状況にあるとの答弁でした。

次に、3款、3項、2目、扶助費の生活保護について、実際どのような審査をしているのかとただしたのに対し、困窮している人に対し申請の意向、相談を聞き、その方が生活保護最低基準以下ということがわかれば申請してもらい、29条調査等さまざまな調査をした後、部長をはじめ社会福祉課員のケースワーカー等を交えてケース会議を行い、そこで要否の判定を行っているとの答弁でした。また、生活保護制度の悪用が社会問題となっているが、保護を開始してから定期的な訪問や抜き打ち訪問などは行っているのかとただしたのに対して、若くて働ける人の世帯については毎月、傷病や働ける可能性のある人の場合は2カ月に1回、高齢世帯では3カ月に1回、施設に入所している場合は半年に1回という頻度で訪問しているとの答弁でした。

次に、4款、1項、3目、保健事業費で、ピロリ菌抗体検査の受診率が非常に低いのは、検査対象年齢を限定しているからではないのか、もっと年齢の幅を広げてはどうか、また、中学生ぐらいからという話も出ているが、どう考えているかとただしたのに対し、40代の胃がん検診の受診率が低かったため、受診率を上げるために県の補助対象になっているピロリ菌抗体検査を導入したが、余り効果がなかった。年齢の幅を広げるということに関しては、50代以上の方についてはほぼ70から80%感染しているということなので、個別健診を勧めたいと考えている。また、中学生のピロリ菌抗体検査については、もし、ピロリ菌が見つかって、この世代から除菌をすると非常に効果があると聞いているので、前向きに検討したいとの答弁でした。

次に、4款、2項、1目、清掃総務費で、地区のごみ集積所が自宅から遠い場所にある住民と、集積所がなく個別に出している住民との間に不公平感が生じていると考えるが、ごみの集積化を推進するに当たってどう取り組んでいくのかとただしたのに対し、住民の間では不公平感が存在するのは事実であるので、今後は区長はもちろん町内会長へも直接文書を送付して、協力をお願いし、集約化を図っていききたいとの答弁でした。

次に、7款、1項、2目、商工振興費で、今、紀の川市には紀の川市商工会と那賀町商工会の二つの商工会があるが、会員の会費等、差が生じている。このことについて、どう考えているのかとただしたのに対し、二つの商工会が合併するのが本来の姿であるが、それぞれ旧町からの考え方や会費の問題など調整できれば合併も考えられるが、今はまだ、その段階まで至っていないが、行政としても今後一つになってもらうよう努力していかねばならないと考えているとの答弁でした。

次に、9款、1項、1目、消防総務費で、防災用品や期限のある食料や水を購入していると思うが、期限の過ぎたものの使い道はどうしているのかとただしたのに対し、防災訓練時等に昼食として提供したり、小学生の防災教室の際に試食体験に使用しているとの答弁

でした。

次に、歳入では、12款、2項、1目、児童福祉費負担金の延長保育料（現年分）11万3,600円とあるが、これはどういう内容のものかとただしたのに対し、これは、昨年度子育て支援法の改正により、今まで延長保育として徴収していなかった保育料で、標準時間と短時間の設定があり、それを超える保育、いわゆる30分以上にかかる保育に対し、30分当たり100円の料金を徴収しているとの答弁でした。また、この延長保育料は、市内の公立・私立全ての保育所において同じ基準で徴収していると理解していいのかとただしたのに対し、公立保育所については全て同じ基準で徴収しており、私立保育所については、それぞれの運営方針があるので、徴収していない保育所や金額が違う保育所もあり、統一はされていないとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

慎重審議の結果、議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

以上で、報告を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第130号に対しての反対討論、19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する反対討論を行います。

反対の理由の1点目は、行財政改革のしわ寄せが市民サービスの削減、負担増に向かっているという点です。27年度には、旧那賀町でのし尿くみ取り量の引き上げが行われ、障害児扶養手当も難病の方を対象に広げながらも全体として対象を縮小しました。桃山、粉河、那賀地域の3図書館が廃止され、那賀給食センターの廃止に向けた準備、粉河地区の保育所統合と民営化の準備も進められました。行財政改革を進める理由として、これまで合併算定替えの終了による交付税の一本算定により28億円の減少が見込まれ、財政がより厳しくなるということが上げられてきましたが、決算委員会の審査では現時点で12億9,000万円の減額で、さらに減額幅は縮減する見込みとの説明がされました。実際よりも過大に見込んだ金額で、財政の厳しさ、危機感を説明し、改革を進めてきたことに

なります。交付税が減額されることについては軽視できませんが、27年度を含め、現在も行財政改革の計画は抜本的に見直し、手放したけれども取り戻せる行政サービスや、その提供体制は回復する方向に向かうべきだと考えます。

2点目は、市民との協働が十分ではないということです。ともに参加し、行動する町、みんなで力を合わせようという政策目標を掲げていますが、地元から存続の要望が出されても、それに答えることなく図書館を5館から2館に減らしました。自治区から出される道路修繕の要望には3割を実施するという枠を設けているということが決算委員会で説明されましたが、区長さんが取りまとめた7割の要望を後回しにするというのも改善すべきです。

最後に、国策ではありますが、国民のプライバシー保護に課題のあるマイナンバー制度の導入経費に27年度は8,878万円を支出しました。それに対する国庫補助金は5,748万円の交付ということで、3,100万円の市の持ち出しでマイナンバー制度にかかわる業務が行われました。市の貴重な財源を含む8,800万円があるなら、もっと別な使い方を選べたほうがよかったのと思います。国策ではありますが指摘しておきます。27年度では、国保会計への市独自の繰り入れを初めて行いました。このことは評価しますし、また、職員削減が進む中で、限られた人員の中で有給休暇も平均11日以上消化せずに、それぞれの部署で業務を進めた職員の皆さんには敬意を持つものですが、さき上げた理由から本決算の認定について反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第130号についての賛成討論、17番 室谷伊則君の発言を許可いたします。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第130号平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入ですが、市税は法人市民税が企業業績の影響により税割額の減少、固定資産税は土地価格が依然下落傾向にあることなどによる減少となり、昨年度に比べ1億8,646万円の減収となっています。一方、収納率については、滞納繰越分を含む市税全体の収納率は0.3%上がり94.4%となっており、過去最高の収納率となっています。これは、現年課税分の徴収に重点を置き、新たな滞納をふやさないという方針のもと、公平・公正な徴収事務に取り組んできた成果と考え評価するところであります。今後も、自主財源の根幹をなす税收の確保に努め、また、他の部署においても財源確保に努めていきたいと思っております。

次に、歳出ですが、普通建設事業では旧貴志川分庁舎整備、竜門小学校校舎等改築、小中学校の耐震補強、市民プールを含めた都市公園の整備、道の駅青洲の里の整備、道路の整備などが実施されています。保健福祉では、予防接種事業やがん検診啓発事業、また不妊治療費の助成など保健事業の実施、また介護保険特別会計への繰り出し、生活保護や障

害者に対する福祉サービス費等、環境衛生では紀の海広域施設組合・五色台広域施設組合等への負担金など、財政が厳しい中、各部署において市民生活の向上に必要な事業を実施していることは十分評価できるものであります。また、財政の弾力性を示す経常収支比率も減少しています。

しかしながら、普通交付税は合併算定替えによる増額分が平成28年度以降逡減していくことにより、財政運営は厳しさを増すと予想されます。財源の確保は難しい状況にありますが、平成27年度の各施策の成果を十分分析し、「夢あふれる紀の川市」を目指して今後の事業を展開されることを切望して、議案第130号に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第130号 平成27年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第130号は、原案のとおり認定されました。

---

日程第2 議案第132号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について から

議案第184号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について まで

---

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第2、議案第132号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第184号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました4議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会の審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る8月31日の本会議で付託されました議案4件について、9月13日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

た。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第132号、議案第156号、議案第160号、議案第184号については、全て全会一致で原案のとおり認定・可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第156号 工事請負契約の締結について（粉河分庁舎解体整備工事）では、今回の契約金額が予定価格の33.7%となっているが、産業廃棄物の処理を含め、適正な工事が進められるのかとただしたのに対し、設計金額は県等の積算方法を用い適正に積算している。工事については一級建築士を監理業者とし委託し、請負業者と協議を行い工事を進め、また、産業廃棄物の処分についても法律に基づいた手続を行い、処分業者までの流れはマニフェストで十分に確認しながら、それを監理業者が中心になって対応し、市も定例会等で協議しながら適正に工事を進めていくように努めるとの答弁でした。

また、古い建物であるため、工事着手後にアスベスト等が確認され増額になる可能性はとただしたのに対し、現段階で増額等の判断は困難であるが、今回の建物については使用している建材・資材等の書類が残っていないため、設計段階の調査においてアスベスト含有建材が使用されていると確認できる部分のみ設計に含めているが、詳細な部分は業者が工事着手した段階で先行調査を行い、アスベストやPCB等が発見された場合は、適正な工事を進める中で協議と対応を進めていきたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第132号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第156号 工事請負契約の締結について（粉河分庁舎解体整備工事）は、委員長

の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第160号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第160号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第184号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第184号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について から

議案第187号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事） まで

---

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第3、議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第187号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事）までの22議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました22議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る8月31日、9月12日の本会議で付託されました議案22件について、9月14日、20日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第133号、135号、136号、157号の計4議案については、賛成多数で、その他の18議案については、全会一致で原案のとおり認定・可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

まず、議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、特定健康診査等事業費で減額決算になっているが、毎年32%台と低い。受診率をふやすために、啓発等積極的な取り組みはしているかとただしたのに対し、特定検診には市が行う集団検診と那賀医師会に委託して医療機関で受診する個別検診があり、いずれの検診に対しても広報やホームページ等に掲載している。また、未受診者対策として、対象者にダイレクトメールを送付し、受診勧奨を行っているとの答弁でした。

次に、議案第135号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、加入者の所得状況についてただしたのに対し、27年度で平均基準所得として33万7,668円、対前年度比では3万1,857円のマイナスとなっているとの答弁でした。また、滞納者の状況として、短期証の発行者数と差し押さえは行ったかとただしたのに対し、まず、27年度の短期証の交付は10名で、差し押さえについては和歌山県全体でも行っていないとの答弁でした。

次に、議案第136号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、家族介護慰労事業の判定基準等内容についてただしたのに対し、市民税非課税世帯で「要介護4」または「要介護5」の認定を受けた高齢者を介護している家族に対して、1年間介護保険サービスを利用しなかった場合、慰労金を支給するということになっている。また、基準が3段階あり、期間中介護サービスを受けていない、かつ、特別障害者手当としても受けていないという方には16万円、介護サービスは受けていないが特別障害者手当を受けているという方には10万円、そして、介護サービスを受けているという方には6万円を支給するというものである。なお、27年度の実績については、16万円が1名、6万円が3人、合計34万円になるとの答弁でした。

また、高齢者見守り事業の詳細についてただしたのに対し、高齢者の単身世帯、または、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に対して見守り、安否確認を行うことにより、高齢者の孤独感の解消及び安心感の提供、並びに孤独死の防止等を目的としており、月に1回以上、週3回以内の訪問をし、他の事業による支援の必要性の把握のために行う事業であるとの答弁でした。さらに、見守り事業はどのような団体が行っているのかとただしたのに対し、現在登録している業者に関しては、弁当配達業者2社、社会福祉協議会の3事業者においてお願いしているとの答弁でした。

次に、議案第157号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでは、ごみ処理手数料収入のうち、ごみ処理経費に充当できる分の割合は、どの程度になるかとただしたのに対し、現状は0.4%であるが、この手数料改正による増額により、4.33%に改善される見込みであるとの答弁でした。また、ごみ処理手数料差額シールの余剰分について、返金するのか、それとも1枚単位で販売するのかとただしたのに対し、余剰分の返金については考えていない。また、この条例改正の中では、1枚単位での販売はできないが、必要な対応であると考えるので検討していくとの答弁でした。

次に、議案第186号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事）では、舗装工事の延長の理由についてただしたのに対し、県道部分で早急に復旧をしなければならなくなった。この工事区間は山岳地帯で迂回路がなく、工事車両だけでなく一般車両も通るので、予想以上に仮復旧の舗装が傷んだためという答弁に、迂回路がとれないということは当初からわかっていたことではないのかと、さらにただしたのに対し、一般車両の安全の確保と、想定以上に交通量も多く、傷むのが早かったためであるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております22議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第133号についての反対討論、19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成27年度の国保事業の特徴は、保険給付費が大きく増加した1年であったと言えます。具体的には、調剤費での支出が大きく伸びたことで、保険給付費は当初予算と比べて3億3,000万円、6%の増、26年度決算と比べて4億4,000万円、8%の増と例年になく大きく伸びました。この結果、歳出の中で大きな割合を占める給付費の増加に対応して、歳入をどうやりくりするのかが問われた年であったと言えます。

これに対し、紀の川市は初めて一般会計からの市独自の繰り入れを行うという対応をとり、赤字補填、歳入不足への対応として、最終的な繰入額は1億8,000万円となりました。あわせて、27年度には保険財政共同安定化事業がレセプト1件1円から対象となり、紀の川市の場合、27年度については交付超過となったこと。保険基盤安定繰入金に、

新たに低所得対策として国県市町村の負担合計で1,700億円が投入され、紀の川市でも、前年度と比べて8,600万円の増加となったことも歳入を補いました。さらに、国保運営基金の全額取り崩しも行って、最終的に翌年度繰越金をゼロ円として、28年度につなぐこととなりました。単年度実質収支が赤字続きの中で、保険給付費の大幅な増加と歳入での制度改正が重なり、中からも外からもいろいろな要素があって予算組みのしにくい年度であったと思います。こうした中で、一般会計からの独自の繰り入れを行ったことについては評価をしたいと考えています。

しかし、以下が反対の理由となりますが、28年度には税率の引き上げが行われており、一般会計の繰り入れについて言えば、歳入不足を補うというところにとどめず、加入者の負担軽減に向かう年にすべきであったと考えます。国保税を払えば、生活保護の最低生活費を下回っての生活になる場合があるというほどの重い税負担は解消されず、また、短期保険証の長期のとめ置き、資格状況証明証の発行など、保険証を渡さないという対応が27年度も続けられました。紀の川市の国保加入者は、60歳以上が半数を超えています。所得が100万以下の世帯が59%となっています。こうした中で、現在の税負担を強い、さらには国保税を払えない人に対して医療へのアクセスを制限するような対応は、誰もが安心して保険証1枚で医療を受けられるという国民皆保険制度の理念から外れているという事を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第133号についての賛成討論、1番 並松八重君の発言を許可いたします。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） ただいま議題となっております議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

高齢化の進展や医療技術の進歩などから医療費負担が年々増大することや、制度上、所得の低い加入者の割合が高いことなど、構造的な問題を抱え極めて厳しい財政状況にあります。そうした中で、法定に基づく一般会計からの繰入措置、また、国民健康保険税の収納率は現年度分で94.97%と、前年度比較で0.26ポイント上昇し、2年連続で向上するなど収入の確保に努めております。さらに、滞納世帯に対しては納税相談業務の充実を図っており、評価するところです。また、特定健康診査等の取り組みを進めるデータヘルス計画の策定、脳ドック受診者への助成やレセプト点検の実施など、医療費削減に積極的取り組み、経営努力もうかがえます。増大する医療費負担から、今後もさらに厳しい事業運営を迫られることは明白であります。

今後も、国民健康保険事業の財政安定化を図るため、医療費の適正化、国保税の収納率向上、保健事業の充実など、一層の経営努力を重ねられることを強く要望いたしまして賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第135号についての反対討論、8番 中村真紀君の

発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第135号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、年を重ねるにつれ医療費のかかる頻度が高くなる75歳以上で線引きし、別会計にして医療給付費の抑制を狙いとした制度です。滞納し、短期保険証の方が10名いらっしゃるとの説明もありました。年金が減り続け、さまざまな負担がふえる中、低所得であるために保険料が払えない人に配慮した市独自の減免を行わず、ペナルティ的な短期証の発行を行うべきではありません。受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線を見直し、国庫負担をふやす方向で国民皆保険制度を守るべきという立場から本会計決算に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第135号に対する賛成討論、3番 船木孝明君の発言を許可いたします。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） ただいま、議題となっております議案第135号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定するべきと考え、賛成の討論を行います。

平成27年度で後期高齢者医療制度が施行されて7年目を迎え、制度については広く周知も図られ、市民の理解も得られてきていると認識しているところであります。本市においても法令に基づき事務が行われ、平成27年度決算内容については、適正な予算執行が行われているものと判断します。今後も対象者である高齢者に対して親切丁寧な対応を心がけ、また、今後とも国の政策動向に十分に注視していただき、事務の運営に万全を期していただきますよう申し添え、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第136号についての反対討論、8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第136号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

高齢化と家族介護の限界があることから、社会保険制度として始まった介護保険です。紀の川市では、11段階で設定されている点は評価しますが、それでも、保険料の負担は被保険者にとって重たいものであり、滞納者も317名います。さらに、27年度から紀の川市では、4.2%から5.5%の方が利用者の負担が1割から2割にふえ、自己負担限度額が引き上げられた方も92件あります。ふえ続ける負担に対し、被保険者にとって利用しにくいものとなっているのが現状です。保険料負担とともに、利用料軽減など積極的な市独自の施策が必要と考え、本決算に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第136号に対する賛成討論、4番 中尾太久也

君の発言を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） ただいま議題となっております議案第136号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定するものと考え、賛成の討論を行います。

平成27年度の決算は、第6期介護保険計画の初年度で、11段階での所得段階層の見直し・設定を行い、低所得者の保険料を考慮した保険料となっております。保険給付費は、報酬改定による減額・利用者負担の見直しもありますが、サービス受給者が増加している状況で、前年度と比較して0.6%、約3,550万円減少しています。このことは、介護給付費準備基金を有効活用し、健全な財政運営に取り組んだものと思われま。また、地域支援事業では、新たに地域リハビリテーション事業・高齢者居場所づくり事業を立ち上げ、着実に介護予防の地域活動参加者が増加しており、成果がうかがえるものであります。

このことも、第6期計画で目指す地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくりへの取り組み成果であり、介護予防の充実は給付費の抑制へとつながるもので、一層の努力を期待し、本決算については介護保険の円滑な運営と高齢者福祉の増進に努力されたものと評価し、賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第157号についての反対討論、8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第157号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回のごみ袋の値上げによって、ごみ処理経費に充当できるのは、ごみ処理経費に対して4.33%のみです。近隣市町により安価であるとはいえ、市民負担がふえることとなります。ごみ袋の値上げを検討・実施する前に、出されるごみを減らせるよう検討すべきではないかと考えます。原料の値上がりが把握できていたにもかかわらず、早い段階での対応や対策の検討を行わず、ごみ袋の値上げだけを検討し進めようとするには賛成できません。

以上のことから、本議案に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第157号についての賛成討論、5番 仲谷妙子君の発言を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（登壇） 私は、議案第157号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

ごみ処理手数料は、ごみ処理にかかる費用の一部をごみ袋を媒介物として、出すごみの量に応じて負担するものであります。現在、ごみ袋の作成と配布にかかる費用が、袋の種

類によってはごみ処理手数料を上回る現状であることで、ごみ処理経費への充当額が年々減少し、市の財政を悪化させる一因となっております。ごみ処理手数料を改定することは、ごみ処理費用への充当財源を確保し、財政負担の軽減を図るものであります。また、ごみを出す量の多い少ないに応じた適正な負担を求めることであり、ごみの減量化・資源化の推進、ごみ処理経費負担の公平化、住民意識の向上、ひいては、ごみ処理経費全体の削減につながるものと考え、本案に賛成するものです。

以上、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず議案第133号の採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第133号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第133号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第134号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第135号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第135号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第136号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第136号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第140号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第152号 平成27年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第153号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第153号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第154号 平成27年度那賀老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第154号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第155号 平成27年度那賀老人福祉施設組合特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第155号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第157号 平成27年度紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第157号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第158号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第158号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第159号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第159号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第163号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第163号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第164号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第164号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第165号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第165号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第166号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第166号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第170号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第170号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第182号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第182号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第183号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第183号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第185号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第185号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第186号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第186号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第187号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第187号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第131号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について から  
議案第181号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第  
1号）について まで

---

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、議案第131号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第181号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの30議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました30議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました30議案について、去る9月15日、本庁舎6階委員会室1において6名の委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり認定・可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第137号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、処理場周辺地域整備負担金について、いつまで続くのか、どこまでが周辺整備に当たるのか、それらについて協議はなされているのか、または、計画ができていながら、あとどれだけで、いつ終わる予定になっているのかとただしたのに対し、周辺整備は平成30年度で完了し、全体事業費は38億円までとなっている。整備箇所はある程度決まっているが、都度、追加・変更などもあるものの、全体事業費内で納めることになっているとの答弁に、それ以上となる場合の協議はしていないという解釈でよいかと再度ただしたのに対し、平成30年度までの計画ができており、その計画が38億円以内に収まっているため、それ以上はないと考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております30議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第131号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第137号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第138号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第139号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第141号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第151号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第141号から議案第151号までの11議案については、委員長の報告は認定とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号から議案第151号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第162号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第162号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第167号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第167号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第168号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第168号は、原案のとおり可決されました。

議案第169号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第169号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第171号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）から、議案第181号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第171号から議案第181号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第171号から議案第181号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第5、議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれの審査結果の御報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第161号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

歳入で地方交付税が増額されているが、普通交付税のうち公債費算入分はどれくらいかとただしたのに対し、平成28年9月補正時点で、公債費の元利償還金が57億6,673万9,000円であり、うち交付税算入額が34億3,343万2,000円となっており、算入率は59.5%であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど御報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第161号のうち、所管部分については、賛成多数で原

案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

まず、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費について、臨時雇用賃金とあるが、この方には何をしてもらうのかとただしたのに対し、マイナンバーの交付事務に携わってもらうという答弁でした。

次に、3款、2項、6目の児童福祉施設費で、私立保育園施設整備補助金の増額分の内容をただしたのに対し、当初は108名の定員に対しての事業費であったが、111名ということで3名の増加、建物の面積が708.25平方メートルから766.61平方メートルに増加、また、その他設備の増加分であるとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第161号のうち、当委員会の所管部分について、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第161号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第161号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から、閉会に当たり発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

過月の台風、大雨の被害、少なからずとも最小の被害ではありましたが、発生をいたしております。今後とも、台風に対しては、最大限の警戒態勢で取り組んでいきたいと、そう思っております。

今定例会は8月25日に開会、本日23日までの約1カ月間、皆様方には熱心に御協議をいただき、提案させていただきました案件につきましては、全て慎重審議に対応していただき、可決・御承認いただきましたことに感謝を申し上げます。ただ、承認をいただいたからといって無駄に進めていくのではなく、慎重に進めてまいりたいと、そのように思っております。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

さて、もう9月も末であります。この9月25日には、ハイランドパークの行事もございます。また、10月に入りますと、10月9日にはスポーツフェスティバル、10日には、あの岩出頭首工の狭窄部の皆さん方、議員各位も筑波に模型を見学いただきました。あの頭首工の改良の起工式がいよいよ行われることになっております。議員各位には出席のお願いをするとともに、多くの市民の皆様方、関係する市民の皆様方も参加していただけるものと思っております。大きく期待をしているところであります。

それから、10月29、30日、11月の5、6日については文化祭、また10月30

日が青洲まつり、11月には産業まつりと、いろいろな行事、催しがございます。

最後になりますが、11月の後半、12月の前半には、あの京奈和関空の期成同盟会主催による京奈和関空道路の集いというものを大きく開催し、講師にも来ていただいて、いろいろと大会をしたいと。講師の日程で日はまだ決まっておりませんが、11月末、12月の前半にやりたいという計画で、今、進めてございます。議員各位の御協力をよろしくお願いしたいなと、そのように思います。

年末までの主な行事を申し上げましたが、この安全・安心な紀の川市づくりのために、議員各位には年末に向けて、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げて、閉会に当たっての御挨拶といたします。

御苦勞さんでございました。

○議長（竹村広明君） それでは、平成28年第3回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る8月25日に開会し、本日まで30日間にわたり慎重審議を賜り、また、議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日、無事終了することができました。

議員各位におかれましては、これからの好季節、ますます議員活動に精励されますようお願い申し上げ、私の閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成28年8月25日招集の平成28年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員